

流山市指定ごみ袋紙おむつ使用世帯 支援事業のご案内

乳幼児や、介護・障害などで日常的に紙おむつを使用しなければならぬ方のいる世帯は、紙おむつを使用しない世帯に比べて多くのごみ袋を使うことになります。

そのため、対象世帯に、紙おむつに必要と想定される差分の流山市指定ごみ袋を一部支援いたします。

対象者

次の要件に該当する方で、原則流山市の住民基本台帳に記録されている方

| 要件 | 申請の必要 |
|--|-------------|
| (1) 満3歳未満の乳幼児 | 原則必要なし |
| (2) 介護や障害等で日常的に紙おむつを使用している方。 (例)・要介護3以上の方で日常的に紙おむつを使用している方 ・障害福祉サービスの日常生活用具の給付で、紙おむつの給付を受けている方 ・その他介護や障害などで、日常的に紙おむつを使用していると認められる方 ※老人ホームなどに入所されている方で、その施設が事業系ごみとしてごみ出しをしている場合は支援の対象とはなりません。 | <u>必要あり</u> |

(裏面あり)

支給物及び支給数

(1) 満3歳未満の乳幼児

【支給物】流山市指定ごみ袋燃やすごみ30リットルサイズ

【支給数】乳幼児1人につき下表のとおり

| 乳幼児の区分 | 支給数 |
|------------------------|-----|
| 要件該当日において満1歳未満の乳幼児 | 90枚 |
| 要件該当日において満1歳以上2歳未満の乳幼児 | 60枚 |
| 要件該当日において満2歳以上3歳未満の乳幼児 | 30枚 |

※原則として申請は必要ありません。

準備ができ次第対象世帯に配送します。

(2) 介護や障害等で日常的に紙おむつ等を日常的に使用している方

【支給物】流山市指定ごみ袋燃やすごみ30リットルサイズ

【支給数】対象者1人につき30枚（1年につき1回まで）

※申請が必要です。クリーンセンターに申請後、市が確認を行い、支給対象と認められた方について、準備ができ次第配送します。

申請時に必要なもの

必要事項を記入した「流山市指定ごみ袋紙おむつ等使用世帯支援申請書」及び次の添付書類

(1) 申請される方の身分証の写し（免許証のコピーなど）

(2) 対象者の住民票の写し

(3) 介護・障害に係る書類の写し

(4) その他申請の内容により市長が必要と認める書類

※(2)、(3)は申請書の同意書欄に署名又は記名押印があれば省略できます。

なお、申請書は、令和4年4月からクリーンセンターに配架するほか、令和4年4月から市ホームページでダウンロードできます。

問合せ先

流山市環境部クリーンセンター

電話：04-7157-7411